最終更新日：2018年7月4日

株式会社秋田銀行
取締役頭取 新谷　明弘
問合せ先：経営企画部(電話番号 018-863-1212)

証券コード：8343

https://www.akita-bank.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当行は、「地域とともに歩み、地域の発展とともに栄える」という「地域共栄」の経営理念に基づき、次のとおりコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。
1　株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と、株主の実質的な平等性の確保に努めます。
2　株主、地域社会、お客様、従業員等のすべてのステークホルダーから信頼され選ばれる金融機関であるために、健全で公正な業務運営を行う経営に努めます。
3　取締役会・監査等委員会のほか、常務会、コンプライアンス委員会等の各種委員会、その他外部機関等による経営管理態勢の充実をはかり、コーポレート・ガバナンス体制の向上に努めます。
4　会社情報の適切な開示を行うとともに、非財務情報を含む情報の自主的な開示に努めます。
5　持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、積極的なＩＲ活動などを通じて、株主との建設的な対話に努めます。

当行は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨をふまえ、当行の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、コーポレート・ガバナンスを確立することを目的として「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を制定しております。
「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」については、当行ホームページにおいて公表しておりますので、ご参照ください。
(URL:https//www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/governance/pdf/guideline.pdf)

当行は、平成30年6月27日開催の第115期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会設置会社への移行により、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実をはかることを通じて、企業価値の向上に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則については、すべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】
○　政策保有に関する方針
当行は、取引先企業等との取引関係の維持・向上または関係強化に資すると認められる場合において政策保有株式を保有します。取締役会は、毎年、政策保有株式のうち上場株式にかかるリスクとリターンなどをふまえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、保有の意義が認められない銘柄については計画的に売却を進めてまいります。
○　議決権行使基準
当行の政策保有株式にかかる議決権行使については、投資先企業の持続的成長や中長期的な企業価値向上という観点から、個別に適切な判断を行います。議案のうち、当該企業の企業価値を毀損させる可能性があると判断したものについては、これらを精査したうえで慎重に賛否を決定します。

【原則1－7】
当行および株主の共同の利益を害することのないよう、関連当事者間の取引について、次の体制および手続きを定めております。
○　取締役会は、「法令等遵守方針」に基づき、「コンプライアンス・マニュアル」を定め、株主の権利行使に関する利益相反取引等の禁止を周知徹底しております。また、コンプライアンスの遵守状況については、定期的に取締役会が報告を受け、監視しております。
○　取締役の競業取引および利益相反取引については、「取締役会規程」において取締役会の事前承認および事後報告を必要とする事項として定めております。
○　役員、主要株主等との重要な取引または通例でない取引については、「取締役会規程」において取締役会の承認事項として定めております。

【原則3－1】
(1)　会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営理念および中期経営計画については、当行ホームページにおいて公表しておりますので、ご参照ください。
○　経営理念　URL:https//www.akita-bank.co.jp/aboutus/info/rinen/
○　中期経営計画　URL:https//www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/tyuki_keikaku/
(2)　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方（基本方針）については、本報告書「1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
(3)　取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては、本報告書【取締役報酬関係】のほか、有価証券報告書に記載しております。
(4)　取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き
○　指名に関する方針
当行の経営理念に対する深い理解のもと、適切に業務を遂行することができる知識と豊富な経験を有する人物を、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者としております。また、出身分野における専門的な知識や豊富な経験等を生かし、当行取締役としてその知見を生かすことができる人物を、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者としております。
監査等委員である取締役候補者については、業務執行者からの独立性が確保でき、当行の健全で持続的な成長を実現し、社会的信頼に応え

るコーポレート・ガバナンス体制を確立できる人物を候補者としております。
○　指名に関する手続き
　取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者については、頭取および代表取締役が推薦し、公正かつ透明性を確保するため、コーポレートガバナンス委員会での審議を経て、取締役会が決定しております。
　監査等委員である取締役候補者については、頭取および代表取締役が推薦し、公正かつ透明性を確保するため、コーポレートガバナンス委員会での審議を経て、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会が決定しております。
(5)　上記(4)の手続きによる経営陣幹部の選任を行う際の、説明および理由は、次のとおりであります。
○　湊屋　隆夫（代表取締役会長）
　経営企画、営業推進、有価証券運用、融資審査等の銀行業務全般にわたる豊富な経験により各分野の専門能力を有するとともに、営業店長を経験するなど幅広い業務に精通しております。また、平成25年６月の頭取就任以降、中長期的な経営ビジョンを掲げるとともに経営課題に基づき、成長戦略の推進を指揮してきました。こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き経営の監督を遂行するとともに、当行グループを牽引し、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役に選任しております。また、能力、経験および実績等を踏まえ、当行の代表者として相応しいと判断し、引き続き代表取締役に選定いたしました。
○　新谷　明弘（代表取締役頭取）
　経営企画、リスク管理、人事等の業務について豊富な経験を有するとともに、営業店長を経験するなど銀行業務に対して幅広く精通しております。また、平成29年６月に頭取に就任し、中長期的な経営ビジョンを掲げるとともに経営課題に基づき、成長戦略の推進を指揮してきました。こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き経営の監督を遂行するとともに、当行グループを牽引し、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役に選任しております。また、能力、経験および実績等を踏まえ、当行の代表者として相応しいと判断し、引き続き代表取締役に選定いたしました。
(6)　上記(4)の手続きによる取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明および理由は、「定時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」に記載しておりますのでご参照ください。
　URL:https//www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/

【補充原則４－１－１】
(1)　取締役会は、「取締役会規程」により、法令・定款で定められている事項のほか、経営に関する重要事項を取締役会決議事項の範囲として規定しております。
(2)　取締役会は、取締役会より委任を受けた事項を協議・決定することを常務会の役割と定め、「常務会規程」を制定しております。また、取締役会は、意思決定の迅速化および取締役会の監督機能強化を目的に、取締役会の業務執行の決定権限の一部を取締役に委任することができることを定款に定めております。

【原則４－８】
　当行では取締役16名のうち６名が社外取締役であり、そのうち３名を独立社外取締役として選任しております。社外取締役は、専門的知識や幅広い見識、豊富な経験等を当行の経営に反映するとともに、取締役会における客観的・中立的な立場からの助言等により、業務執行の適正性を確保する役割を担っております。

【原則４－９】
　当行は、次の基準を満たす社外取締役を独立役員として指定しております。

　現在または最近（注1）において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。
1　当行を主要な取引先とする者（注2）またはその者が法人等である場合はその業務執行者
2　当行の主要な取引先（注3）またはその者が法人等である場合はその業務執行者
3　当行の総議決権の１０％以上を保有する株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者
4　当行から役員報酬以外に過去３年平均で年間１０百万円を超える金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
5　次に掲げる者の二親等内の親族
(1)　上記1から4に該当する者（重要な者（注4）に限る。）
(2)　当行または当行子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人

（注）1「最近」とは、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。
　　2「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の２％以上を当行との取引が占めている先、または、当行を主力取引銀行とする先で当行との取引が経営に重要な影響を与える先をいう。
　　3「当行の主要な取引先」とは、当行の直近事業年度における連結粗利益の２％以上を当行に対して支払っている先をいう。
　　4「重要な者」とは、業務執行者のうち役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家のうち公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

【補充原則４－１１－１】
　取締役会は、銀行業務に精通した社内取締役と専門的な知識と豊富な経験を備えた社外取締役で構成し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性に配慮しております。また、定款の定める範囲において、取締役会の機能が効率的・効果的に発揮できる員数を維持しております。

【補充原則４－１１－２】
　毎年、取締役の重要な兼職の状況を「定時株主総会招集ご通知」の「事業報告」に記載しております。
（URL:https//www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/）
　なお、本報告書提出日現在、他の上場会社役員を兼任する取締役はおりません。

【補充原則４－１１－３】
　取締役会は、取締役による自己評価を行い、コーポレートガバナンス委員会と連携し、取締役会全体の実効性を分析・評価しております。
○　取締役会の実効性評価の方法
　取締役会の実効性評価の最初のプロセスとして、社外取締役および社外監査役に対し個別インタビューを実施したほか、社内取締役に対しアンケートを実施し、取締役会の構成、議論内容および運営方法等に関する自己評価を実施しました。コーポレートガバナンス委員会では、自己評価結果の分析や課題の整理を行い、評価結果を取締役会へ報告しております。取締役会では、この評価結果を検証し、今後取締役会の実効性をさらに向上させるための取組みについて議論しております。
○　取締役会の実効性に関する評価結果
　30年６月の取締役会において、当行の取締役会は適切な運営がなされ、実効性は確保されているものと評価いたしました。また、前年度に課題として認識された取締役会の運営や社外役員への情報提供について改善がはかられていることを確認しております。

なお、取締役会における議論のさらなる充実化および活性化に取り組むため、次の課題を共有しております。
・重要かつ集中して審議すべき事項について、十分な審議時間を確保できるよう引き続き付議事項の絞り込みおよび付議基準の見直しを行う。
・新たに2名の社外取締役を選任したことをふまえ、情報提供を一層充実させる。

【補充原則4－14－2】
社外取締役を含む取締役が、その役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識を習得、更新することができるよう、就任時以降継続的に必要なサポートを行うとともに、その費用を支援しております。

【原則5－1】
株主の皆さまとの建設的な対話の促進については、次の方針に基づき取り組んでおります。
(1) 株主の皆さまとの対話
株主の皆さまからの対話の申込みに対し、経営企画部担当役員を責任者として、積極的に機会を提供しております。また、経営企画部担当役員のほか、代表取締役その他の役員も必要に応じて対話に参加しております。
(2) 建設的な対話を促進するための体制
経営企画部を対話の申込み窓口とし、適宜関連部門と連携することにより各種の情報を収集・分析し、適切な形で株主の皆さまに提供する体制を整備しております。
(3) 個別面談以外の対話手段
株主の皆さまとの対話の一環として、毎年、複数回の各種IRを実施しております。
(4) 対話における意見のフィードバック
株主の皆さまとの対話における意見等は、経営企画部担当役員から経営陣および取締役会へ報告しております。
(5) インサイダー情報の管理
インサイダー情報の管理については、内部情報管理および内部取引規制に関する規程等を定めるなど、適切な体制を整備しております。また、当行に関する重要情報については、適時かつ公平にこれを開示することとし、株主の皆さまの実質的な平等性を確保すべく努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	804,600	4.48
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	649,200	3.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	634,500	3.53
日本生命保険相互会社	625,194	3.48
秋田銀行職員持株会	583,212	3.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	499,000	2.77
住友生命保険相互会社	344,700	1.92
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	318,900	1.77
GOVERNMENT OF NORWAY	309,846	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	278,600	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西村　紀一郎	他の会社の出身者											
辻　良之	他の会社の出身者											
榊　純一	他の会社の出身者								△			
北嶋　正	他の会社の出身者											
諸橋　正弘	他の会社の出身者								△			
小林　憲一	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

西村　紀一郎			―――	県内を代表する石油製品等卸売および小売業の代表取締役を長年にわたり務められております。平成24年6月に当行の社外監査役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づく才腕を当行の監査に反映してこられました。こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、新たに社外取締役として選任しております。
辻　良之			―――	県内を代表する企業グループのトップを長年にわたり務められているほか、秋田商工会議所副会頭はじめ業界団体等の要職を務められております。企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、社外取締役として選任しております。
榊　純一		○	榊純一氏は、昭和55年4月から㈱IHIに勤務、平成24年4月に同社執行役員に就任、平成28年4月から平成30年3月まで常務執行役員を務めておりました。平成30年4月からは同社顧問を務めております。 同社と当行との間には、通常の銀行取引があります。	企業経営に対する豊富な経験と輸送機等の産業分野に関する高度な専門知識を有し、人格および見識ともに高く、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、社外取締役として選任しております。また、当行との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いと判断されるため、独立役員として選任しております。
北嶋　正	○		―――	県内を代表するブライダルおよび外食産業等の代表取締役を長年にわたり務められております。平成26年6月に当行の社外監査役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づく才腕を当行の監査に反映してこられました。こうした専門的な知見を踏まえ、当行の監査態勢を強化するとともに、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。
諸橋　正弘	○	○	諸橋正弘氏は、平成13年8月から平成24年8月まで秋田酒類製造㈱の代表取締役社長を務めておりました。 同社と当行の間には、通常の銀行取引があります。	県内を代表する製造業の代表取締役社長を長年にわたり務めておられました。企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。こうした専門的な知見を踏まえ、当行の監査態勢を強化するとともに、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当行との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いと判断されるため、独立役員として選任しております。
小林　憲一	○	○	小林憲一氏は、平成20年4月から平成22年4月まで公益財団法人あきた企業活性化センターの理事長、平成22年6月から平成29年6月まで秋田県信用保証協会の会長を務めておりました。 両団体と当行との間には、通常の銀行取引があります。	秋田県の企業振興、総務企画などの統括を務められた後、あきた企業活性化センター理事長、秋田県信用保証協会会長として県内企業の成長に取り組んでこられました。地方行政および各種分野における豊富な経験を有し、人格および見識ともに高く、当行の監査態勢を強化するとともに、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当行との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いと判断されるため、独立役員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会は内部監査部門である監査部と緊密に連携ができる体制となっており、現在は監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置いておりません。ただし、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の意向を尊重し、当行の職員を、監査等委員会を補助すべき使用人として指名することとしております。
なお、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会の職務については指名された使用人への指示、命令する権限は監査等委員会に委譲されたものとし、当該職務について取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示、命令は受けないものとし、独立性および実効性を確保いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合をもち、必要に応じて監査等委員会への出席を求めるほか、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見および情報の交換を行うこととしております。
監査等委員会は、内部監査部門である監査部からその監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を出すなど、監査部と日常的かつ機動的な連携をはかる体制としております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

(1) 当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けたコーポレート・ガバナンスの充実をはかることを目的に、取締役会の諮問機関として必要な事項を審議のうえ取締役会に答申を行うため、「コーポレートガバナンス委員会」を設置しております。
(2) 本委員会は、代表取締役および社外取締役で構成しております。
(3) 委員長は、独立社外取締役とし、副委員長は、委員長以外の社外取締役の中から互選により決定しております。
(4) 本委員会は、必要に応じて随時開催いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当行は、独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬と当行株価の連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落のリスクについても株主と共有することで、業績向上および企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的として、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

社外取締役および監査等委員である取締役については、その役割を勘案し、ストックオプションとしての新株予約権は割り当てないものとしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

29年度における当行の取締役および監査役に対する報酬等の総額は、有価証券報告書に記載しております。
なお、役員ごとの報酬等の総額については、1億円以上を支給しているものが存在しないため開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

○　取締役の報酬等の構成
当行の取締役の報酬等は、役割や責任に応じて支給する「基本報酬」、業績等を勘案して支給する「賞与」、企業価値の持続的な発展を意識した株主重視の経営を推進するための「株式報酬型ストックオプション」の構成とし、次の運用基準のとおり支給しております。
1　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストックオプション」の3つで構成し、次のとおりとする。
(1)　各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の基本報酬は、役位別に固定のものとして定める。
(2)　賞与は、業績等を勘案して支給総額および各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）への配分を取締役会において決定する。
(3)　株式報酬型ストックオプションは、1株あたりの権利行使額を1円とする新株予約権を発行し、各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の役位に応じて付与する。
2　社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）
「基本報酬」および「賞与」の2つにより構成し、基本報酬はその職務に鑑み固定のものとして定め、賞与は上記1(2)と同様の方法により決定する。
3　監査等委員である取締役
監査等委員である取締役の報酬等は、監査・監督の独立性を確保する観点から「基本報酬」のみとする。
○　取締役の報酬等の額
当行の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額を年額180百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の限度額を年額55百万円以内としております。また、この報酬等の限度額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストックオプションとして年額30百万円以内の範囲で新株予約を割り当てることとしております。
○　決定にかかる手続き
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、株主総会で定められた報酬等の限度額の範囲内において、コーポレートガバナンス委員会での審議を行い、公正性・透明性を確保のうえ、取締役会で決定しております。
監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で定められた報酬等の限度額の範囲内において、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

取締役会における審議の活発化をはかるために、事前に取締役会の資料を全取締役に配布し、加えて社外取締役へは議案の要点を整理したうえで議案の事前説明を行っております。また、社外取締役が能動的に情報を入手するために、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については秘書室長が、監査等委員である社外取締役については常勤の監査等委員がそれぞれ支援する体制を構築しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
― ― ―	― ― ―	― ― ―	― ― ―	― ― ―	― ― ―

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	0 名

その他の事項 更新

― ― ―

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当行は、平成30年6月27日開催の第115期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会設置会社への移行により、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実をはかることを通じて、企業価値の向上に取り組んでまいります。

(1) 業務執行の状況

当行の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名（うち社外取締役3名）、および監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成され、定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。さらに、迅速な経営判断および業務執行を行うために、取締役会長、取締役頭取、専務取締役および常務取締役で構成する常務会を原則として毎週開催しており、取締役会より委任を受けた事項やその他経営全般にかかわる事項について協議・決定しております。また、コーポレートガバナンス委員会を必要に応じて開催し、取締役会の諮問機関として必要な事項を審議のうえ取締役会に答申を行っております。その他、各種リスクに関する管理方針、態勢を協議・決定するため、ＡＬＭ委員会を原則として毎月開催するほか、法令やルールに則った健全かつ適切な業務運営を目的に、コンプライアンス委員会を原則として3か月ごとに開催しております。

(2) 監査・監督の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成されております。監査等委員は常務会をはじめとする重要な会議に出席することができ、これにより経営執行状況の適切な監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行の適法性および妥当性を監査いたします。

(3) 会計監査の状況

当行の会計監査人については、平成30年6月27日開催の第115期定時株主総会の決議に基づき、新たに有限責任監査法人トーマツを選任しております。同監査法人の独立性、品質管理体制等を総合的に検討し、新たな視点での監査も期待でき、適任であると判断しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当行は、経営の透明性向上および意思決定の迅速化を目的に、平成30年6月27日開催の第115期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しております。

当行は、地域金融機関における豊富な経験を有し、銀行業務に精通している人材を社内取締役として選任し、業務執行状況を相互に監督・牽制する体制を構築しております。さらに、社外取締役による客観的・中立的な立場からの発言を通じて、取締役の業務執行の適正性を確保しており、業務執行・監督体制は質の高い体制を構築しているものと考えております。監査等委員会は、5名のうち3名を社外取締役で構成し独立性を確保しており、監査等委員による各取締役（監査等委員である取締役を除く。）および業務執行部門に対する牽制が有効に機能する体制となっていることから、経営監視機能の客観性および中立性を確保できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年６月27日開催の第115期定時株主総会招集ご通知を、平成30年６月５日（法定期日の６営業日前）に発送しております。 なお、招集ご通知の内容については、平成30年６月４日から株式会社東京証券取引所および当行のホームページに掲載しております。 （URL:https//www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/）
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆さまに出席いただくことを目的として、集中日を回避した株主総会の設定に努めております。 なお、平成30年度の株主総会は集中日の１日前に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席できない株主の皆さまの利便性向上をはかるため、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用を可能としております。
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会招集ご通知の一部を英訳し、当行ホームページおよび東証上場会社情報サービスに掲載しております。 （URL:https//www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/）
その他	当行ホームページに定時株主総会招集ご通知、定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項および定時株主総会招集ご通知（英訳版）を掲載しております。および定時株主総会招集ご通知（英訳版）を掲載しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当行ホームページに「ディスクロージャーの基本方針」を記載しております。 （URL:https//www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/sonota/disk/）	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	秋田県内９か所で年１回経営説明会を開催しております。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	東京で年１回（６月）決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当行ホームページに決算説明資料、決算短信、ディスクロージャー誌等を掲載しております。 （URL:https//www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/ir/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部を担当部署としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行は、「地域とともに歩み、地域の発展とともに栄える」という「地域共栄」の経営理念を掲げ、ステークホルダーの皆さまから厚い信頼を寄せられる銀行になるよう努力を続けてまいります。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	・環境保全活動 　当行は創業130周年を機に、平成21年10月より森づくり活動に取り組んでおります。平成21年および平成22年に由利本荘市国有林内の「あきぎんの森」にクロマツを植樹したほか、平成24年から平成26年にかけて世界遺産白神山地に近接する八峰町町有林内の「あきぎんの森」にブナを植樹しております。平成29年度は、由利本荘市の「あきぎんの森」において、枝打ちを行うなど森林整備活動を継続的に行っております。 ・ＣＳＲ活動への取組み 　高齢化に対応し地域の活力を創造していくため、年齢を重ねても活き活きと生きる「長活き」をキーワードとして、各種施策に取り組んでおります。取組みのうち、平成28年４月に開校した「あきぎん長活き学校」では、「学び」を通じた高齢者の活き活きとした活動をサポートするため、県内各地で授業を開催し、延べ2,400名を超える皆さまにご参加いただき、地域一体となった活動を展開してまいりました。 　また、26年８月に高齢者が健康で元気に暮らせるコミュニティと継続可能な地域づくりを目的に「秋田プラチナタウン研究会」を設立しました。当研究会の具体的な成果として、秋田駅東口において「健康・スポーツを通じた３世代が元気に暮らせる地域づくり」をコンセプトにＣＣＲＣ事業が進行しております。スポーツ整形クリニック、アリーナ施設を核として健康増進を支援する施設を秋田駅東口エリアに集積するもので、周辺地域の往来増加や健康寿命の延伸などに貢献し、高齢者の社会参加、経済活動を支えていくものであります。 　このほか、地域貢献に向けた新たな取組みとして、平成29年10月よりＣＳＲ私募債の取扱いを開始いたしました。ＣＳＲ私募債は、お客さまからいただく手数料の一部を活用し、学校や医療・福祉施設などへ寄贈する機能がついた私募債です。地域貢献という趣旨に多くのお客さまからご賛同いただき、教育機関に対する図書カードや学習用品の寄贈など幅広くご活用いただいております。 　環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施の状況については、当行ホームページに掲載しております。 （URL:https//www.akita-bank.co.jp/aboutus/csr/）
その他	当行は、「＜あきぎん＞女性“活き生き”応援プログラム」を制定し、女性活躍推進に取り組んでおります。 【役員への女性の登用状況】 　当行の役員（取締役）は16名であり、その男女別の内訳は、男性16名・女性０名です。 【指導的立場に占める女性の割合比率目標の設定】 　平成30年４月の指導的立場に占める女性の割合は、管理職層が2.9％（平成29年４月：0.8％）、監督職層が14.9％（平成29年４月：13.8％）となっております。本プログラムでは次に掲げる比率を目標とし、女性行員のキャリアアップ支援や継続就労支援に取り組んでおります。 　　2020年度まで　管理職層（営業店長、次長層）　５％ 　　2020年度まで　監督職層（副長、支店長代理層）　20％ 　詳細は当行ホームページに掲載しております。 （URL:https//www.akita-bank.co.jp/woman/）

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当行グループは、取締役会において定める「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制の整備・強化に取り組んでおります。

［内部統制システムに関する基本方針］

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）を整備する。

1　当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役および取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、銀行の公共的使命と社会的責任等を基本とした企業倫理を構築し、その徹底をはかる。

(2)　取締役会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程を制定するとともに、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。

(3) コンプライアンスに関する統括部門として、コンプライアンス統括部を設置し、各部室店には、コンプライアンス責任者・推進者をそれぞれ配置する。また、コンプライアンスに関する重要事項を協議するため、コンプライアンス委員会を設置する。

(4) コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3か月に1回以上、取締役会および監査等委員会に対して報告する。また、監査部はコンプライアンス統括部と連携のうえ、コンプライアンス態勢について監査を行い、監査部担当の取締役および監査等委員会に報告する。監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会へ報告する。

(5) 当行の役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス統括部へ報告する。また、コンプライアンス相談窓口のほか、コンプライアンス統括部、人事部、常勤監査等委員および外部弁護士を窓口とした「あきぎんヘルプライン」を設置し、役職員が法令違反の疑義ある行為等を直接通報できる体制を整備する。（子会社各社の役職員による通報も可能とする。）

なお、通報を受けた窓口は、ただちに通報事項を所管する取締役および監査等委員会に対して報告を行う。

「あきぎんヘルプライン」への通報者に対し、不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行および子会社各社において周知徹底する。

(6)　当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力との取引を遮断するとともに、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

2　当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および常務会の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書保存規程に基づき保存、管理する。

3　当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)　当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき把握、管理する。

(2)　リスク管理に関する統括部門として、リスク統括室を設置する。

(3)　各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。さらに、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況については、取締役会へ報告する。

4　当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)　当行の長期的安定成長をはかるため、原則として3か年ごとに向こう3営業年度を対象期間とした中期経営計画および初年度の短期経営計画を策定する。

なお、短期経営計画は情勢の変化を勘案し、毎年度見直しを行う。

(2)　取締役会は経営計画を決定し、行内に周知する。

(3)　経営企画部を担当する取締役は、経営計画の進捗状況を、3か月に1回取締役会に報告する。取締役会は、計画および予算の実績報告に基づいて経営計画実施状況を検討し、必要ある場合はその対応を協議して適切な対策を講ずる。

(4) 各部門を担当する取締役は、担当する部門の実施すべき具体的な施策および効率的な職務執行体制を構築する。

なお、効率的な職務執行体制構築にあたっては、職制および分掌規程に基づき職務の分担を定める。

5　当行およびその子会社から成る企業集団（以下、「グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

(1)　当行および子会社各社における内部統制システムの構築を目指し、経営企画部をその担当部署とする。実際の運営にあたっては、関連会社管理規程に基づき、管理する。

(2)　当行の経営企画部を担当する取締役は、子会社各社の営業活動および経営状況について、3か月に1回取締役会に対して報告するとともに、一定の要件に該当する事項については取締役会の承認を受けるものとする。

(3)　当行は、関連会社管理規程において、子会社各社の年度業務計画、業務実績、財務状況について、当行の経営企画部への定期的な報告を義務づける。また、当行は、当行の経営企画部担当取締役および子会社各社の代表取締役が出席する関連会社定例会議を定期的に開催し、当該会議において、子会社各社の業務実績その他の重要な事象について報告を受ける。

(4)　当行の子会社各社の業務に係るリスクについては、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき、当行のリスク統括室および関連部署が把握、管理する。また、当行のリスク統括室は、グループ全体のリスク管理の統括部署として、必要に応じて、子会社各社に対する指導・助言を行い、適切なリスク管理態勢を整備・確立する。

(5)　当行は、子会社各社の自主性を尊重しつつ、合理的な範囲において当行における規定および体制を子会社各社に準拠させることなどにより、子会社各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

(6)　当行は、子会社各社に対し、法令遵守については当行に準じた運営を行うよう管理・指導し、コンプライアンス・マニュアルの整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・実施を促す。また、当行のコンプライアンス統括部は、子会社各社におけるコンプライアンス・プログラムの実施状況をモニタリングするとともに、子会社各社のコンプライアンス担当取締役に対して法令遵守に関する指導を行う。

(7)　当行の監査部は、子会社各社に対してコンプライアンス監査を含む内部監査を実施し、監査結果を監査部担当の取締役および監査等委員会に報告する。また監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会に対して報告する。

(8)　当行および子会社各社は、財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

6　当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の意向を尊重し当行の職員を監査等委員会を補助すべき使用人として指名する。

(2)　監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への監査等委員会の職務に関する指示、命令する権限は監査等委員会に委譲されたものとし、当該職務について取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示、命令は受けないものとする。

7　監査等委員会への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)　取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当行および子会社各社の役職員の職務の執行にかかる重大な法令違反、不正行為の事実またはグループ全体に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、これを監査等委員会に報告する。

(2)　監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行および子会

社各社において周知徹底する。
8　当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
(1)　当行は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、監査の実効を担保すべく予算を措置する。
(2)　緊急または臨時に支出した費用その他当該予算に含まれない費用については、監査等委員は事後的に当行に請求することができることとし、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要であると認める場合には、当行はこれを速やかに支払う。
9　その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)　代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換を行い、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
(2)　監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および監査部等の職員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。
(3)　監査等委員は、重要な意思決定や取締役の職務の執行状況を把握するため、常務会をはじめとする重要な会議に出席することができる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方（基本方針）
当行では、反社会的勢力に毅然として態度で対応し、これとの関係を遮断するため、以下の「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、役職員に遵守するよう徹底しております。
(1)　反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応し、対応する役職員の安全確保に努めます。
(2)　反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
(3)　反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。
(4)　反社会的勢力による不当要求に対しては、すべて拒絶し、民事・刑事の両面から法的対応を行います。
(5)　反社会的勢力との裏取引および反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。
2　反社会的勢力排除に関する整備状況
(1)　反社会的勢力排除に関する統括部署として、コンプライアンス統括部を設置しております。
(2)　反社会的勢力への対応にあたっては、平素から警察等関連行政機関、弁護士等の外部機関と緊密な連携関係の強化をはかっております。
(3)　反社会的勢力に関する情報については、統括部署が一元管理し、反社会的勢力との不適切な取引の防止を徹底しております。
(4)　反社会的勢力への対応ルールを明確にするため、「反社会的勢力等への対応マニュアル」を策定し、全職員に徹底しております。
(5)　各種研修会等において、反社会的勢力への対応方針、具体的なルール遵守等について、周知徹底をはかっております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

有価証券上場規程等で開示が求められる会社情報に該当する決定事実、決算および発生事実に関する情報が認められた場合には、情報取扱責任者が当該情報を実態的に判断し、適切な開示措置を講じるための行内体制を整備しております。

〔コーポレート・ガバナンス体制図〕

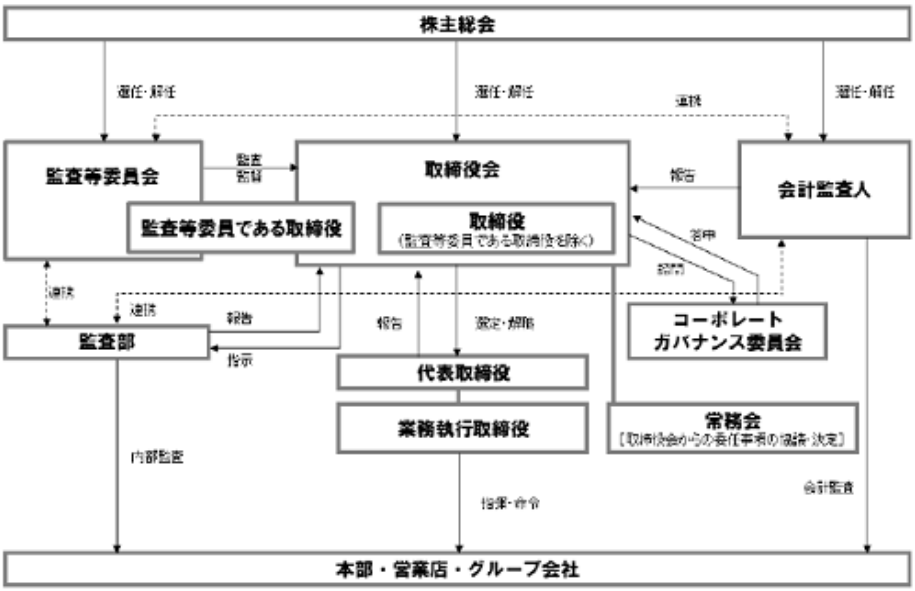

〔適時開示体制の概要〕

